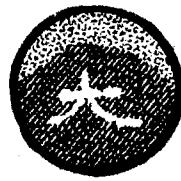


No. 66

診断京都



(題字 品川支部長筆)

2001年 夏季号

社団法人 中小企業診断協会京都支部

品川支部長を再任

—副支部長に安田、玉垣、岸田の3氏—



5月28日の総会で、中小企業診断協会京都支部の新しい役員が決まりました。

品川弥太男支部長を再任。副支部長に安田徹、玉垣勲、岸田道彦の3氏を選任しました。

理事(22人)、監事(3人)の選任と、副支部長、常任理事、理事の役割分担は通常総会と理事会で次の通り決定されました。また、その任期は支部規約を変更していずれも2年としました。

(写真は左から品川、安田、玉垣、岸田氏)

▼支 部 長	品川 弥太男	▼理 事	黒崎 徳之助
▼副支部長	安田 徹 (広報・会計担当)		高木 健次
	玉垣 勲 (事業・研修担当)		船越 昇
	岸田 道彦 (総務担当)		木津 要三
▼常任理事	松田 幸之助 (広報)		杉原 潔
	山崎 忠夫 (事業)		山岡 正勝
	辻井 功 (研修)		横倉 幸司
	村上 薫 (研修)		田家 道瑠
	福永 幸雄 (総務)		上島 政樹
			竹村 剛俊
▼監 事	泉 博		山脇 康彦
	田中 孝		西河 豊
	山田 順一郎		土井 克子

参加と協力を

支部長 品川 弥太男

皆様には、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、5月の京都支部第42回通常総会において役員改選が行われ、新しい陣容で支部事業を推進していくことになりました。

中小企業施策が、保護よりも意欲があり、自助努力をする企業の成長と経営革新を支援することに変わりました。我々中小企業診断士の制度についても改正が行われました。

ITと国際化が急速に進展するなかで、中小企業が競争力のある企業に成長するため、中小企業診断士の経営改善と革新をサポートする役割は大きく、その実務能力が問われることになります。京都支部としては、診断士の社会的評価の向上を第一の目標として、ITを始め実務能力の向上に役立つ研修を行いたいと思います。

4月に京都支部は交通至便な京都産業会館に事務所を構えることができました。IT教室や会議室のスペースがあり、各プロジェクトの打ち合わせや会員の交流の場、研鑽の場として活用していきたいと考えています。

以上のような観点で、今年度の支部事業を進めます。会員各位の積極的なご参加とご協力をお願い申し上げます。

今年度事業方針

総務

総務の業務としては

- ① 規則・規定の制定整備事務
- ② 事務所管理、関係機関・本部・他支部会報等の諸資料を閲覧に便利なように整理・保管
- ③ 総会・理事会等の開催、進行、議事録作成等
- ④ 他部門に属さないその他の業務の4つです。

4月から事務所が産業会館に移り、今までよりも広くきれいになって、掃除など管理の手間も増えています。このスペースを有効活用して有意義に使っていきたいと考えています。

一方、協同組合という観点から見れば、この部屋を会議室ないしは研修会場として時間貸しすることを考えていきます。事務所自体が一つの商品のようになるわけです。整備とか管理とかもしっかりやらねばなりません。

規則・規程類の整備や会議の運営等はもとより大切なことです。今後を考えたとき、支部情報システムの構築・運用の問題も大きな課題であると思います。

ITを有効活用して合理化を図るべきであると思ひます。
(岸田)

研 修

担当分野は登録更新研修、経営革新支援研究会、診断実務研修会、会員研修、IT研究会です。

- ・登録更新研修は、支部役員が本研修の裏方をつとめます。
- ・経営革新支援研究会は、毎月第2水曜日の午後6時開催（会員を講師にしています）
- ・診断実務研修会は、年1回、診断事例を中心として勤務診断士を対象に開催します。
- ・会員研修は、診断士の資質向上を狙って、年1回以上開催します。
- ・IT研究会は、4月からスタートしました。活動内容は業務用ソフトパッケージと京都ブランド・ビジネスモデルの2テーマに絞り、分科会活動として実践に役立つ研究をし、成果発表を行います。

（玉垣、木津）

広 報

担当する分野は、機関紙の発行、インターネットによる広報システムの構築・運用、支部情報システムの構築・運用です。

- ・機関紙「診断京都」はA4版4頁をベースとして、会員の研究発表や寄稿を増ページし年4回発行する予定です。会員の積極的な発表をお願いします。
- ・支部ホームページに機関紙「診断京都」の掲載を進め、一般社会に向けて広くPRする予定です。昨年から新たにトピックのページを設け、企業に向けて診断士の専門知識による啓蒙を行なうため、引き続き会員から投稿を掲載します。さらに、経営相談のコーナーを設け、企業からの相談に対応できるよう検討するなど内容の充実をはかります。
- ・支部情報システムは、会員相互のネットワークとして、メーリングリストにより本部や関係機関からの情報提供を行なっていますが、さらに多くの会員参加をお願いし、会員相互の情報交換や実践に役立つ情報の積極的な投稿をお願いするなど内容の充実をはかります。

（安田、木津）

事 業

担当分野は、勤務診断士の交流会・勉強会、産官学交流の促進、本部事業関係、事業可能性評価基準の調査研究です。

- ・勤務診断士の交流会は、年1回開催、懇親がメインです。勉強会は、平日に参加困難な方のために年1回開催します。
- ・産官学交流は、相互の連携で新規事業、新規分野の開発を目指します。
- ・本部事業は、都度、協会から提供されます。
- ・事業可能性評価基準の調査研究は本部特定事業です。

（玉垣）

会 計

- ・予算に沿った支部運営がされるように、各部門との調整をはかります。
- ・確実に早期に会費が納入されるように努力します。
- ・安全確実にして適正な資金管理をします。

（安田）



【改正中小企業基本法における中小企業施策と 中小企業支援法下の中小企業診断士】



長岡市商工会 経営指導員

中小企業診断士
一級販売士 藤井明登

《改正中小企業基本法の要点》

平成 11 年 12 月に、36 年振りに抜本的に改正された。今回の改正は、日本の経済及び中小企業を取り巻く環境変化を踏まえ、中小企業の役割、位置づけそのものから見直し、21 世紀に向けて中小企業政策を再構築したものである。

新しい中小企業政策においては、中小企業を「我が国の経済活力の源泉」と正面から位置づけ、積極的な事業活動により大きな飛躍を目指す中小企業を、数多く生み出すことに主眼が置かれている。

1. 中小企業基本法改正の背景

(1)これまでの中小企業基本法の政策理念

旧基本法制定時の政策課題は「大企業との諸格差の是正」であり、中小企業を経済的・社会的弱者と一律に捉えていた。

(2)近年の中小企業を巡る環境変化

- ・国民 1 人当たりの GDP は、昭和 38 年に比べて、平成 10 年で約 4 倍になっている。
(「規模の格差」に含まれる社会的問題性は相対的に低下している。)
- ・従前、「格差是正」を通じて、結果として平等を実現させることを目指していたが、現在では「機会の平等」の確保が重要になっている。
- ・経済の成熟化に伴い、「量の確保」から「質の追求」へと消費ニーズが変化している。

2. 改正中小企業基本法のポイント

(1)新たな中小企業像と政策理念

改正中小企業基本法では、中小企業を、「新たな産業の創出」、「就業の機会の増大」、「市場における競争の促進」、「地域における経済の活性化」、の役割を担う存在としている。



独立した中小企業者の自主的な努力を前提としながら、①経営の革新及び創業の促進、②経営基盤の強化、③経済的・社会的環境の激変への適応の円滑化、の 3 つを政策の柱としている。

併せて、昭和 48 年以来見直しをしていない中小企業の定義を経済実体に則して、変更した。

(2)新基本法の政策の柱

① 経営の革新及び創業の促進

中小企業経営革新支援法、中小企業創造活動促進法による各種支援。

② 中小企業の経営基盤の強化

「中小企業の経営資源の補完を図るための施策を講ずること」、「中小企業が市場で活動する際に、その規模のために不当に不利な扱いを受けることのないよう公正な市場の確保に努めること」、を通じて政策を行なう。

③ 経済的・社会的環境の変化への適応の円滑化

セイフティネットとしての激変緩和措置を設け、非常時において中小企業が対処できるまでの一定期間に限り、何らかの措置を講ずることとしている。

(旧・中小企業基本法)

【基本理念】

企業間における生産性等の「諸格差の是正」

【政策体系】

- ・ 中小企業構造の高度化（生産性の向上）
設備の近代化、技術の向上、等
- ・ 事業活動の不利の是正（取引条件の向上）
下請取引の適正化、過度の競争の防止、事業活動の機会確保、等
- ・ 金融・税制（共通の施策ルール）
資金金融通の適正円滑化、企業資本の充実、租税負担の適正化
- ・ 小規模企業への配慮

(新・中小企業基本法)

【基本理念】

独立した中小企業の多様で活力ある成長発展

(中小企業に期待される役割)新たな産業の創出、市場競争の促進、等

【政策体系】

- ・ 経営革新・創業の促進（自ら頑張る企業の支援）
経営革新の促進、創業の促進、創造的事業活動の促進
- ・ 経営基盤強化（経営資源の充実）
経営資源確保、連携・共同化の推進
産業集積・商業集積の活性化、等。
- ・ 環境変化への適応円滑化（セイフティネットの整備）
経営の安定、事業の転換等の円滑化、共済制度整備、倒産法制
- ・ 金融・税制（共通の施策ルール）
資金供給の円滑化、自己資本の充実、租税負担の適正化
- ・ 小規模企業への配慮

3. 基本法の改正と地方公共団体の中小企業政策

これまでの中小企業政策においては、地方公共団体は「国の施策に準じて施策を講ずる」主体とされ、一部の施策では国が実施細則まで決定し、すべての都道府県がそれに沿って画一的に実施するものであった。



今後については、地方分権に伴い、各地域の実情を踏まえた施策の策定、実施を行なうことが期待され、国と対等な行政主体との認識の下に、適切な役割分担を図っていくことが必要である。



個々の中小企業の創意工夫、自助努力を側面から支援する方針に変わる。

報 告

4. 中小企業経営支援体制の整備

- ・国は平成 12 年度から、中小企業経営支援体制の整備として、3 種類の支援センターを設置した。

① 地域中小企業支援センター………広域市町村圏等地域に 300ヶ所整備される。

京都商工会議所系列：

福知山商工会議所（福知山市、天田郡、加佐郡）、舞鶴商工会議所（舞鶴市、綾部市）、京都商工会議所（京都市）

京都府商工会連合会系列：

峰山町商工会（宮津市、与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡）、八木町商工会（亀岡市、北桑田郡、船井郡）、八幡市商工会（八幡市、京田辺市）

今年度、府内に新たに 3箇所の地域中小企業支援センターが設置された。

長岡京市商工会（長岡京市、向日市、大山崎町）

久御山町商工会（宇治市、城陽市、久世郡）

木津町商工会（綴喜郡、相楽郡）

② 都道府県等中小企業支援センター

47 各都道府県ごと（京都では「京都産業 21」）に設置される。

③ 中小企業ベンチャー総合支援センター

中小企業総合事業団が運営し、全国 8ヶ所に開設されている。



これら 3 種類のセンターでは弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の民間専門人材の活用が重要なになってきている。

《中小企業指導法の改正（新・中小企業支援法）の概要》

従来の中小企業指導法は、改正前の中小企業基本法の理念に基づき、同法と同じ昭和 38 年に制定された法律である。このため、改正後の中小企業基本法第 15 条の規定を受けて、中小企業支援法では、次の 3 つの内容の整備が行われた。

1. 法律理念の変更

従来の国・都道府県が民を上から「指導」するという考え方を、中小企業が経営資源を確保することを行政が「支援」するという考え方へ改められた。



「中小企業支援法」に改正（平成 12 年 5 月 9 日施行）

2. 中小企業支援体制の整備

（前述の中小企業経営支援体制の整備の箇所参照）

3. 中小企業診断士制度の充実

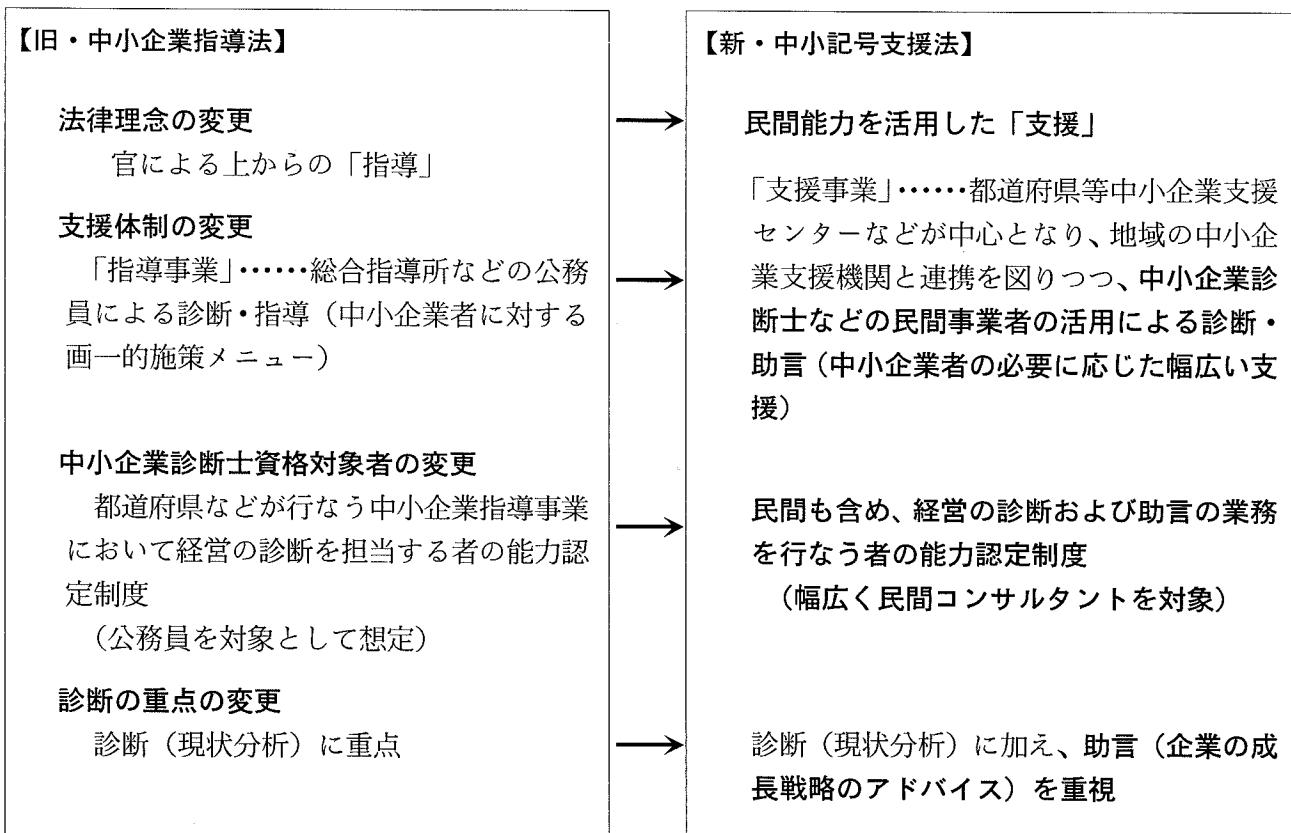
中小企業の支援策を効果的に推進する観点から、近年の進展した経営管理方法を活用し、中小企業のさまざまな経営課題に応じた助言能力などに関する充実した能力認定制度とともに、都道府県などが中小企業支援事業を行うに際して協力する者として位置づけられた。

つまり、中小企業支援法に基づく新制度では、中小企業支援法第 1 条、第 11 条、及び第 12 条に基づき、

① 中小企業者が経営資源を確保するための業務に従事する者（公的支援事業に限らず、民間で活躍する経営コンサルタント）

- ② 業務は、「経営の診断及び経営に関する助言」
- ③ 中小企業診断士試験は法律上の国家試験（従来の中小企業診断士試験は、通商産業省令に基づいて実施されてきた。）と位置づけが変わっている。

中小企業指導法から中小企業支援法への改正による変化



【参考文献】

平成12年度版 中小企業施策総覧	中小企業庁編 財)中小企業総合研究機構
中小企業飛躍の条件	中小企業庁編 同友館
中小企業の経営革新戦略	社)中小企業診断協会編 同友館
新しい中小企業診断士制度【改訂版】	社)中小企業診断協会編 同友館

(^^♪ (^_^) (#^, ^#)

Chat de chat

! (^~) ! (-_-;) (>_<)

「なかったことに！」

過去の自分をなかったことにしてくれる「なったことにして！グッズ」が評判です。

『東京ブラック』(花王の茶髪を黒髪に戻す“戻し剤”)もその一つで、大学生は就職活動を前に『黒に戻したい』と、また、高校生は春、夏の長期休暇の最後の週に、「茶髪の自分はいなかった」ように演出すべく、買っていくそうです。それなら最初からわざわざ茶髪にしなくてもいいのに…と考えるのは、若かりし頃の自分を忘れた大人の発想です。

ほかにも、ガングロを「なったことにしてくれる」美容形成外科のケミカルピーリングや、取りすぎたカロリーを「ちゃら」してくれる『chara(ちゃら)』(アサヒ飲料)をはじめ、前夜の飲みすぎを「なったことにしてくれる」健康食品なども、予想をはるかに上回る人気を集めているそうです。

ここ当分は、健康怠慢層やこらえ性のない現代

人のハートをがっちりつかんだ「なったことにして！」市場から、目が離せません。

私も、20数年かけて築いた体型を「なった」として、『中央(大学)の郷ひろみ』と言われていたころにもどりた～い！(Y)

(参考：織研新聞 2001/7/7)



このコーナーでは、会員の皆様方からの『楽しい投稿』をお待ちしております。「私のデート・スポット」、「頑張れサンガ！」、「創作詰め将棋」等々ジャンルは問いません。680字以内(タイトル、絵図表を含む)で、エピソードを添え、下記のいずれかの方法で山脇までご送付ください。ペンネームOK。

E-mail : fwkb9297@mb.infoweb.ne.jp

F A X : 075-593-8008



編集後記

今号からこの体裁に改めました。安田、松田、田中、山脇、船越、高木の6名で編集します。ご愛読と投稿をお願いします (安田)

診断京都

No. 66

2001年8月1日発行

社団法人 中小企業診断協会京都支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東
京都産業会館内

TEL (075) 213-7980

FAX (075) 213-7981

メール smecakyo@mail.joho-kyoto.or.jp

ホームページ http://www.joho-kyoto.or.jp/~rmckyoto

印刷所 岡本印刷 TEL (075) 344-9859

FAX (075) 344-9925